

長崎県薬剤師会 委員会（部会）設置要領

第1条 定款第43条及び第44条の規定に基づき、委員会及び部会（以下「委員会等」という。）について必要な事項を定める。

第2条 委員会等は、理事会の議決を得て設置し、別紙のとおりとする。

第3条 委員会等の担当常務理事及び委員長・副委員長及び部会長・副部会長（以下「委員長等」という。）は理事及びセンター長の中から選出し、理事会の承認を得るものとする。

第4条 委員会等は、会長が諮問する事項について、必要な調査研究を行うと共に、運営及び推進方策について審議する。

- 2 委員会等は、第1項に関し、審議した時は、文書をもって速やかに会長に報告しなければならない。また、会長は、前項の報告を受けた時は、理事会に諮り承認を受けなければならない。
- 3 委員会等を招集しようとするときは、委員長が担当常務理事と協議し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を示して、会長と連名で招集する。
- 4 委員会等には、効率的な運営を図るため、作業部会（ワーキンググループ）を設けることができる。

第5条 委員会の委員は、委員長が担当副会長及び常務理事と協議して正会員の中から選出し、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。ただし、必要がある場合には学識経験者の中から選出することができる。

- 2 作業部会の委員は、原則として委員会の委員の中から選出する。
- 3 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

第6条 委員会等は委員（委員長及び副委員長を含む）の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、出席できない場合には必要に応じ代理出席することもできる。

- 2 委員会等の議長は委員長が務める。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第7条 委員長等は、委員会等の事業運営責任者として、事務局担当者と連携を密にし、円滑に事業を推進する。

- 2 担当常務理事は総括責任者として、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第8条 委員会等の運営等に関し、この要領に定めていない事項については、委員会等で協議のうえ運営等を行う。

第9条 この要領の改廃は理事会の議決による。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 6 月 23 日から施行する。
- 2 応能会費検討委員会運営要綱、基準薬局制度運営委員会運営要領及び保険薬局開設指導委員会規程は廃止する。
- 3 長崎中央調剤薬局運営規定・長崎中央調剤薬局運営委員会運営要領及び島原薬剤師会薬局運営規定・島原薬剤師会薬局運営委員会運営要領は廃止する。
- 4 部会・委員会設置要綱（平成 22 年 7 月 4 日制定）は廃止する。
- 5 この要領は、平成 26 年 3 月 2 日一部改正。
- 6 この要領は、平成 27 年 6 月 21 日一部改正。
- 7 この要領は、平成 28 年 7 月 10 日一部改正。
- 8 この要領は、平成 28 年 8 月 5 日一部改正。
- 9 この要領は、平成 29 年 7 月 9 日一部改正。
- 10 この要領は、平成 29 年 10 月 1 日一部改正。
- 11 この要領は、平成 30 年 4 月 22 日一部改正。12 この要領は、平成 30 年 7 月 8 日一部改正。
- 12 この要領は、令和 元 年 6 月 30 日一部改正。